

第二次国土利用計画(佐久市計画)素案の概要について

資料1

○ 計画の構成

前文

第1章 土地利用の基本方針

- 第1節 市土の特性
- 第2節 市土利用をめぐる基本的条件

- 1 人口減少社会の進行
- 2 高速交通網の結節点としての優位性
- 3 空き家の増加と農地の荒廃
- 4 自然環境の変化

- 5 土地利用における市民意識

第3節 本計画が取り組むべき課題

- 1 人口減少社会への対応
- 2 高速交通網の活用による地域の活性化
- 3 安全で快適な生活のための調和ある土地利用

第4節 市土利用の基本方針

第2章 土地利用の基本方向

第1節 人口減少社会への対応

- 1 機能の集約とネットワークによるまちの形成

第2節 高速交通網の活用による地域の活性化

- 1 都市機能の充実
 - 2 佐久ブランドの発信と産業振興の推進
 - 3 土地利用の適切な誘導
- #### 第3節 安全で快適な生活のための調和ある土地利用
- 1 災害に強い安心生活都市
 - 2 地域の魅力を生かしたまちづくり
 - 3 自然環境との共生
 - 4 交流とにぎわいの創出

第3章 市土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

第1節 市土の利用区分ごとの規模の目標

- 1 基準年次及び目標年次
- 2 目標年次における人口及び世帯数
- 3 利用区分
- 4 規模の目標の設定方法
- 5 目標年次における規模の目標
- 6 利用区分ごとの規模の目標概要

第2節 地域別の概要

- 1 地域区分
- 2 地域別土地利用

第4章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

第1節 公共の福祉の優先

第2節 国土利用計画法等の適切な運用

第3節 地域整備施策の推進

- 1 都市機能拠点ゾーン
- 2 市街地整備ゾーン
- 3 地域拠点ゾーン
- 4 農地保全ゾーン
- 5 山林保全ゾーン
- 6 健康増進・ふれあい・交流ゾーン

第4節 市土の保全と安全性の確保

第5節 環境の保全と美しい市土の形成

- 1 豊かな自然環境との共生
- 2 良好な地球環境の確保
- 3 快適な生活環境の創出

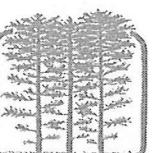
第6節 土地利用の転換の適正化

- 1 農地の利用転換
- 2 森林の利用転換
- 3 大規模な土地利用の転換
- 4 混在地域における土地利用の転換

第7節 土地の有効利用の促進

- 1 農地
- 2 森林
- 3 水面・河川・水路
- 4 道路
- 5 住宅地
- 6 工業用地
- 7 その他の宅地
- 8 低・未利用地等

第8節 市土の市民的経営の推進



○ 計画の主な内容

前文

この計画は、土地基本法及び国土利用計画法に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と調和のとれた持続的発展を目的として、市土の利用に当たって必要な事項を定めたものであり、また市土の利用に関する行政上の指針。

第1章 土地利用の基本方針

第1節 市土の特性

- 本市は長野県下4つの平のひとつ、佐久平の中央に位置し、浅間山、ハケ岳連峰、蓼科山・双子山、荒船山に囲まれ、千曲川が南北に貫流している自然環境に恵まれた高原都市。
- 国内でも有数の日照時間を誇ること、活断層が発見されていないこと、自然災害がないことなどの特性がある。
- 首都圏へのアクセスに優れた高速交通網の結節都市である。

第2節 市土利用をめぐる基本的条件

1 人口減少社会の進行

- ・本市の人口は、平成22年の100,552人をピークに平成27年には99,368人となり減少している。
- ・年少人口、生産年齢人口は減少し、老人人口は増加している。
- ・人口動態で見ると、自然動態では平成14年からは自然減が続き、また社会動態では平成17年から社会増の状態にある。
- ・世帯数は平成22年の37,032世帯から平成27年には38,487世帯となり増加している。
- ・本市の将来人口は平成38年には約94,000人と推計され、年少人口と生産年齢人口は減少、老人人口と世帯数は増加する見込である。

2 高速交通網の結節点としての優位性

- ・上信越自動車道や平成26年度に金沢駅までが開業した北陸新幹線など高速交通網の整備が進んでいる。
- ・中部横断自動車道は新直轄方式により佐久南インターチェンジまでが開通し、平成29年度には八千穂インターチェンジまで延伸予定であり、移動や物流面でさらなる効果も期待されている。

3 空き家の増加と農地の荒廃

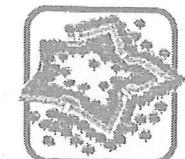
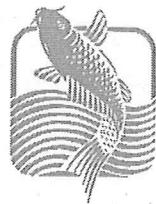
- ・少子高齢化による人口減少の進行や若者の都市部への人口流出などにより、空き家の増加や農地の荒廃が進んでいる。
- ・本市の空き家については、平成25年には5,040戸となり増加している。
- ・農地の荒廃面積については、平成27年には1,323haとなり増加している。

4 自然環境の変化

- ・地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらし、農業や生態系への影響も懸念されている。
- ・荒廃農地の増加、野生鳥獣被害の深刻化、森林の保全が困難になることから、食料の安定供給や水源かん養などへの影響が懸念されている。

5 土地利用における市民意識

平成27年度に実施した市民アンケート調査によると、「今後、佐久市の土地利用を、どのように進めていくべきだと思いますか」については、「市街地の空地など有効利用する」(20.5%)が最も高い。



第3節 本計画が取り組むべき課題

1 人口減少社会への対応

- ・「ひと」はまちの活力の源泉であることから、人口の維持・増加につながるまちづくりや土地利用を進める必要がある。
- ・本市に暮らす全ての人々が、将来にわたり質の高い暮らしを営める環境を確保するため、地域コミュニティの機能を維持するとともに、地域の活性化を図る取組を進める必要がある。

2 高速交通網の活用による地域の活性化

- ・中部横断自動車道のインターチェンジ周辺や幹線道路沿線は、新たな開発需要が見込まれることから無秩序な開発を抑制し、調和ある土地利用を進める必要がある。
- ・本市の特性や、地域が持つ特徴を活用した企業誘致により、産業の振興を図るとともに、佐久ブランドとして位置付け、国内はもとよりアジアを始めとした国外へ発信する必要がある。
- ・佐久広域圏の中心都市であることから、多様な都市機能の充実を図るとともに、高速道路や幹線道路などのさらなる整備を促進する必要がある。

3 安全で快適な生活のための調和ある土地利用

- ・都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との調和により、総合的かつ計画的な土地利用を図る必要がある。
- ・空き店舗や低・未利用地については、有効な活用を促進する必要がある。
- ・「災害が少ないまち」という特性がある本市において、より安心・安全な暮らしにつなげ、「災害に強いまち」を目指すことが必要である。

第4節 市土利用の基本方針

本計画において第二次佐久市総合計画の将来都市像である、「快適健康都市 佐久～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～」を実現するため、次の6つを市土利用の基本方針として定め、これを基に各種取組を進める。

- 1 市土の特性を最大限に生かした土地利用の推進
- 2 都市的大土地利用と自然的・農業的土地利用の調和
- 3 安全な暮らしの確保と快適に住み続けられるまちづくり
- 4 地域の特徴を生かした機能の集約とネットワーク化
- 5 経済の活性化と地域社会の維持
- 6 豊かな暮らしを支える健康長寿のまちづくり

第2章 土地利用の基本方向

第1節 人口減少社会への対応

1 機能の集約とネットワークによるまちの形成

- ・合併以前の町村役場周辺などを地域の拠点として生活サービスの提供といった機能を集約し、各地域の強みや個性を生かし、その特徴を磨き上げる、機能集約型の土地利用を推進する。
- ・機能を集約した拠点と集落、地域と地域を結び合う道路や公共交通などにより、さらに円滑なネットワークの構築を図る土地利用を推進する。
- ・現在住んでいる人々が住み続けられるよう取り組んでいくとともに、新たな定住者の創出を図っていく必要があるため、生活の中で安心・安全や快適さを感じできる土地利用を進めるとともに、観光や体験を通じた都市との交流に資する土地利用を図る。

第2節 高速交通網の活用による地域の活性化

1 都市機能の充実

- ・多様な都市機能の充実に努めることにより、本市の魅力や都市力の向上を図る。
- ・中部横断自動車道や幹線道路の整備、高速交通網の利便性向上などを促進し、ネットワーク機能の充実を図る。

2 佐久ブランドの発信と産業振興の推進

- ・優良農地は良好な状態で保全し、果樹や野菜などの作目ごとの団地化・集約化を推進する。
- ・農産物の消費拡大につなげていくため、地域の特産品について佐久ブランドとしてブランド化を図り、情報を国内外へ広く発信する。
- ・本市の強みである医療・福祉を地域の資源として産業やまちづくりに生かすことで、地域の活性化を図る土地利用を進め、佐久ブランドとして育み、国内やアジアを始めとする国外に発信する。
- ・中部横断自動車道インターチェンジ周辺の開発や既存の工業団地の拡張などにより工業用地の整備を図る。
- ・企業の新規立地や移転の動向を的確に把握し、積極的な企業誘致を推進することで産業の振興を図る。

3 土地利用の適切な誘導

- ・中部横断自動車道のインターチェンジ周辺や幹線道路沿線など、新たな開発需要が見込まれる地域については需要に対して適正な誘導を図るために、自然的・農業的土地利用と都市的土地利用の調和に基づいた計画的な土地利用を推進する。
- ・貴重な資源である市土を将来に向けてより良い状態で引き継ぐとともに、無秩序な開発による都市的土地利用の拡大を防ぐ。
- ・地域の活性化および産業の振興を図る土地利用を進める。

第3節 安全で快適な生活のための調和ある土地利用

1 災害に強い安心生活都市

- ・減災という視点から、建物の耐震化を進めるとともに、森林整備や河川改修など、ハード面の整備に努め、市土の保全と安全性確保のための土地利用を進める。
- ・「災害に強いまち」を目指すため、ソフト面の充実を図るとともに、災害発生時における体制のさらなる強化に努める。

2 地域の魅力を生かしたまちづくり

- ・地域の貴重な資源の保全に努め、観光や体験に活用し、交流人口の創出に資する土地利用を促進する。
- ・優良農地や田園里山景観の保全に努め、良好な環境を維持するための土地利用を図る。
- ・暮らしを支える生活基盤の整備を図るとともに、豊かな自然環境の中で、快適な暮らしが営める本市の魅力を首都圏などに発信する。

3 自然環境との共生

- ・自然との共生に努めるとともに、有効な活用を図るため、開発に当たっては豊かな自然環境との調和ある整備を図るとともに、自然とのふれあいを通じた人々の交流を促進する。
- ・太陽光や木質バイオマスの適切な利用促進、水力や地中熱などの再生可能エネルギーの普及、環境に優しい循環型のまちづくりを進め、自然との共生を図る。
- ・本来の生態系への影響に配慮した上で自然環境と生活との調和を図り、在来生物が生息する環境の保全を推進する。
- ・森林の癒し効果を享受し健康増進を図ることにつながる土地利用を進める。

4 交流とにぎわいの創出

- ・空き店舗や低・未利用地を活用した地域の活性化を促進する。
- ・緑地空間などのオープンスペースを配置し、ひとの集いの場の創出に努める。

第3章 市土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

第1節 市土の利用区分ごとの規模の目標

基準年次、目標年次の面積及び構成比、目標の概要

1 基準年次及び目標年次

- ・基準年次:H26
- ・目標年次:H38

2 目標年次における人口及び世帯数

- ・97,000人程度
- ・42,000世帯程度

3 利用区分

農地、森林、道路、宅地などの地目別区分と市街地とする。

4 規模の目標の設定方法

市土の利用区別の現状と推移に基づき、将来人口などを前提として、利用区分別に土地面積を予測し、土地利用実態との総合的な調整を行い、目標となる面積を設定する。

5 目標年次における規模の目標

(単位:ha)

利 用 区 分	基 準 年 次 平成26年	目 標 年 次 平成38年	増 減	構 成 比 (%)	
				平成26年	平成38年
農 地	6,580	6,430	△150	15.5	15.2
田	3,940	3,869	△71	9.3	9.1
畠	2,640	2,561	△79	6.2	6.1
森 林	26,197	26,191	△6	61.8	61.8
原 野 等	214	214	0	0.5	0.5
水面・河川・水路	1,075	1,071	△4	2.5	2.5
道 路(※1)	2,000	2,035	35	4.7	4.8
宅 地	2,393	2,542	149	5.6	6.0
住 宅 地	1,547	1,603	56	3.7	3.8
工 業 用 地	103	153	50	0.2	0.3
その他の宅地	743	786	43	1.7	1.9
そ の 他	3,940	3,868	△72	9.4	9.2
合 計(※2)	42,399	42,351	△48	100.0	100.0
市 街 地(※3)	613	585	△28-	-	-

※1 道路は、一般道路、農道、林道です。

※2 国土地理院の平成26年全国都道府県市区町村別面積調により、市土の総面積は42,399haから42,351haとなっています。

※3 市街地は国勢調査における人口集中地区面積です。なお、基準年次の数値は平成22年国勢調査によるものです。



第2節 地域別の概要

1 地域区分

自然的、社会的、経済的、文化的諸条件を考慮して、市域を7つの地域に区分し土地利用を進める。

2 地域別土地利用

- 用途地域内は住居系・商業系・工業系の各区分に応じた土地利用を促進する。
- 用途地域外は、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との調和に努め、各地域の特性に応じた土地利用を促進する
- 各地域における主な取組事項は、次のとおり。※主なもののみ掲載

浅間地域

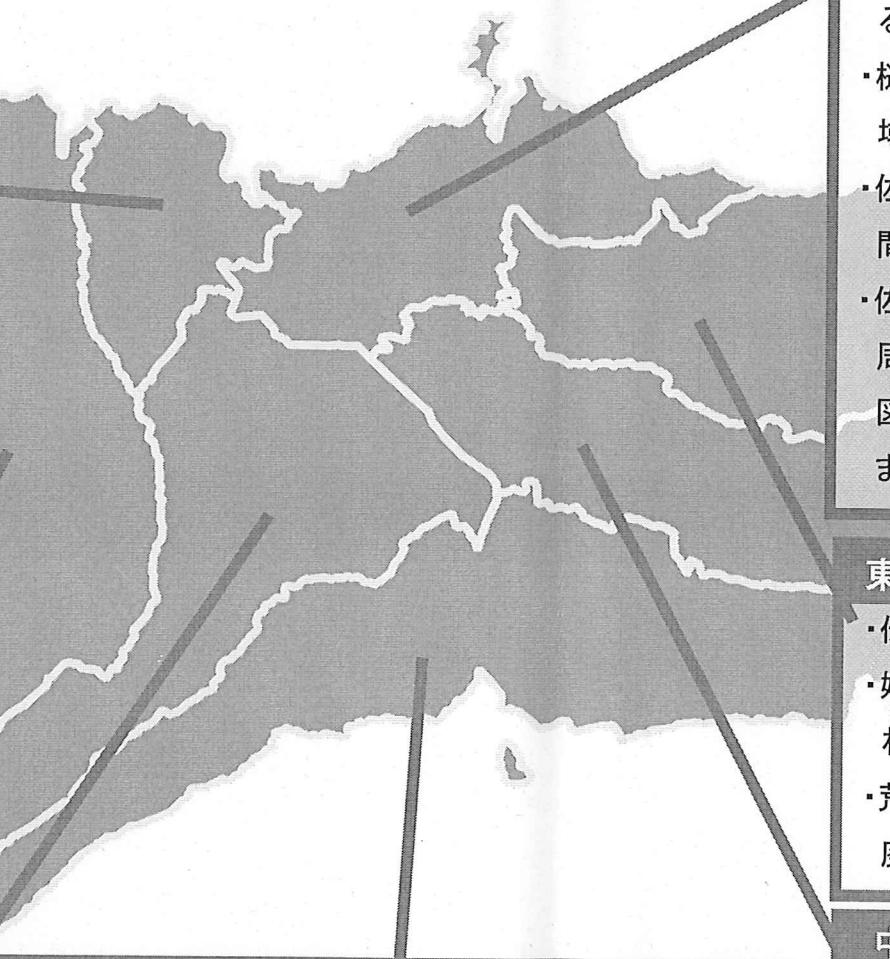
- 塩名宿や八幡宿などの歴史的なまちなみを生かした魅力的なまちづくりを促進する。
- 五郎兵衛新田など優良農地の保全を図る。
- 荒廃農地は、農業の担い手への集積による農業的利用に努め、再生困難な荒廃農地は林地化するなど、多様な土地利用を図る。

望月地域

- 望月宿や茂田井間の宿などの歴史的資源を生かした誘客を図り、魅力的なまちづくりを促進する。
- 新規就農者が増えている長者原周辺などでは、農業に着目した土地利用を進める。
- 良質で豊かな温泉資源などがあることから、観光や健康づくりの拠点創出を図る。
- 都会からのH・J・Iターンを進め、定住人口の増加や荒廃農地の有効利用を図る。

野沢地域

- 歴史的資源や佐久鯉の産地、びんころ地蔵などを生かしたまちづくりを促進するとともに、商店街の空き店舗と用途地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
- 行政サービス施設があることから、生活の利便性などを向上させる土地利用を図る。
- 佐久南インターチェンジ周辺は、交流を推進する場としての土地利用を図る。
- 用途地域外に大規模な農地が広がっていることから、引き続き優良農地の保全に努める。



臼田地域

- 健康や医療を生かしたまちづくりを促進するとともに、商店街の空き店舗と用途地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
- 生涯活躍のまちの導入や地域の特徴を生かしたまちづくりを進め。
- (仮称)臼田インターチェンジ周辺は、産業振興のための土地利用を検討し、また特定用途制限地域を指定する。

浅間地域

- 佐久平駅周辺や岩村田地区は本市の中心市街地として整備を図るとともに、都市機能を高める土地利用を推進し、地域間交流の中心地として魅力を向上させる。
- 樋橋地区では都市的土地利用を進め、佐久平駅周辺などと一体となって、各地域の人の流れを誘導するネットワークの中心としての機能整備を図る。
- 佐久平駅周辺から中部横断自動車道本線までの間に、住宅地などの民間開発の適切な土地利用に努める。
- 佐久中佐都インターチェンジ周辺は、地域幹線道路などの整備を推進し、その周辺や道路沿線において優良農地の保全を図るとともに、優良農地の保全を図る。

また、農業的利用との調整を図りつつ新たな都市的利用を検討する。

東地域

- 伝統ある文化などの歴史的資源を生かした魅力的なまちづくりを促進する。
- 妙義荒船佐久高原国定公園を含む優れた自然環境を有していることから、森林の除間伐の促進や森林整備の効率化を図り、多面的機能の保全に努める。
- 荒廃農地は、農業の担い手への集積による農業的利用に努め、再生困難な荒廃農地は林地化するなど、多様な土地利用を図る。

中込地域

- 旧中込学校などの歴史的資源などを生かしたまちづくりを促進するとともに、商店街の空き店舗と用途地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
- 佐久市役所周辺は、行政サービス施設などや暮らしを支える機能があることから、生活の利便性などを向上させる土地利用を図る。
- 三河田工業団地は工業専用地域として、企業誘致など産業振興に資する土地利用を推進する。
- 佐久総合運動公園を拠点とし、健康を増進させる場としての土地利用を図る。
- 用途地域外に大規模な農地が広がっていることから、引き続き優良農地の保全に努める。

第4章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

第1節 公共の福祉の優先

公共の福祉を優先させるとともに、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に応じて、適正な土地利用を推進する。このため、土地所有者による良好な土地管理と有効な土地利用に加え、各種の規制や誘導措置など総合的な対策を実施する。

第2節 国土利用計画法等適切な運用

関係法令の適切な運用と各種計画との連携や調整を図りながら、総合的かつ計画的に土地利用を推進する。

第3節 地域整備施策の推進

土地の有効利用に当たり、各地域の特徴を考慮して、本市を6つのゾーンに区分し地域整備を推進する。（「参考資料」参照）

1 都市機能拠点ゾーン

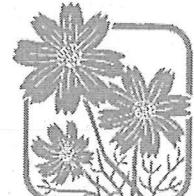
- ・北陸新幹線佐久平駅周辺、岩村田地区、樋橋地区、それらの周辺を含む地域は、都市機能を発揮するため一体となった都市的土地利用を図る。
- ・各地域への人の流れを誘導するネットワークの中心としての機能の整備を図る。
- ・住宅地の民間開発などの土地利用の促進に努め、定住人口の増加を図る。
- ・佐久平駅周辺や岩村田地区は、佐久広域圏の拠点として位置付けるとともに、圏域の玄関口としての機能の充実を図り、地域間交流の中心地として魅力を向上させる。
- ・樋橋地区に新たな商業系などの都市的土地利用を進め、市民生活の利便性の向上、交流人口の創出を目指す。

2 市街地整備ゾーン

- ・都市計画の用途が決定している区域。
- ・都市計画マスター・プランに基づき、住・商・工のバランスのとれた土地利用を図り、低・未利用地の有効利用を促進する。
- ・工業地域は、積極的な企業誘致を進め、また住工混在の解消による良好な居住環境の整備を進める。
- ・空き店舗や低・未利用地の有効利用を図ることにより、商店街の活気を創出する。

3 地域拠点ゾーン

- ・野沢、中込、東、臼田、浅科、望月地域におけるそれぞれの中心となる区域。
- ・地域の暮らしを支える機能の集約や維持、にぎわいの醸成を促進し、また交通ネットワークの整備により、地域の生活拠点としての土地利用を進める。
- ・地域の特徴を生かしたまちづくりを進める。



4 農地保全ゾーン

- ・優良農地の保全を図る区域。
- ・佐久市農業振興ビジョンなどに基づく施策展開を図り、農地農業基盤整備、荒廃農地の有効利用を推進する。
- ・同一作目による適切な団地化・集約化を推進する。
- ・農地の多面的機能の維持を図るとともに、交流の場として利用を進める。
- ・農村の生活基盤の維持、住環境向上のための土地利用を図る。

5 山林保全ゾーン

- ・森林の保全を図る区域。
- ・森林の多面的機能の維持を図るとともに、自然とふれあいの場としての土地利用を進める。
- ・水源地となる山林の保全を図る。

6 健康増進・ふれあい・交流ゾーン

- ・体育館、公民館、公園などの公共施設が配置された区域。
- ・ふれあいや交流を深める場として利用を進めるとともに、健康で生きがい豊かに暮らすための土地利用を図る。

第4節 市土の保全と安全性の確保

- ・土砂災害防止のための施設整備や河川・雨水排水施設などの整備と維持管理に努めるとともに、農地や森林の持つ市土の保全・防災機能の保持のため適正な管理に努める。
- ・各種防災情報システムの充実を図る。
- ・ライフラインが途絶した場合の対応を図るとともに、災害拠点となる施設などの代替確保に努める。

第5節 環境の保全と美しい市土の形成

1 豊かな自然環境との共生

- ・良好な生活環境の形成や保全を図るために、市街地などの良好なまちなみや田園風景や里山の景観保全などに努める。
- ・地下水の適正な利用を通じ、健全な水循環と水源地の保全を図る。

2 良好的な地球環境の確保

- ・地球環境保全に向けた取組を積極的に推進するため、環境負荷の低減に向けた土地利用を図る。

3 快適な生活環境の創出

- ・循環型社会の形成に努め、また生活環境基盤の整備を進めることで、快適な生活空間の形成を図る。

第6節 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換は、復元の困難性や生態系を始めとする自然の様々な影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、自然的・社会的条件など地域の実情を勘案して適正に行う。

また、用途地域内の低・未利用地の有効利用により、農地や森林の転換を抑制する。

1 農地の利用転換

- 優良農地は保全を基本とし、無秩序な転換の抑制により農地のまとまりを確保する。
- 荒廃農地は発生を抑制するとともに再生や活用を図り、また再生困難な荒廃農地は、農地以外の転換を検討する。

2 森林の利用転換

- 森林は、周辺の土地利用との調和により無秩序な転換の抑制を図る。

3 大規模な土地利用の転換

- 大規模な転換は、周辺地域も含め十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全に配慮する。
- 雇用の確保や定住人口・交流人口の増加に資する工業団地や商業地などへの適切な土地利用を推進する。

4 混在地域における土地利用の転換

- 農林業的土地利用と宅地などの都市的土地利用が混在する地域では、無秩序な転換を抑制し土地利用ごとのまとまりを確保する。

第7節 土地の有効利用の促進

1 農地

- 効率的で安定的な農業経営に向けた土地利用を推進する。
- 農地が持つ多面的機能の維持・発揮を図り、農業や農作業がもたらす生きがい・やりがいなどに着目し、移住や地域間交流に資する環境整備を推進する。
- 生産基盤の維持や農村景観の保全などを図るため、荒廃農地の発生を抑制する。

2 森林

- 森林は多面的機能を有しているため、計画的な整備を推進する。
- 林道の保全を進めるとともに災害に強い森林の維持を図る。
- 水資源を保全するため、近隣自治体と連携し、大規模な森林買収などの対策を進める。
- 再生可能エネルギーの適切な利用を促進する。

3 水面・河川・水路

- 水害や土砂災害防止のため、河川改修、治水・砂防施設の整備を進めるとともに、水路は適切な管理により施設の長寿命化に努める。
- 水辺空間の保全に努めるとともに、多様な動植物の生息生育環境の保全を図る。

4 道路

- 中部横断自動車道は全線開通に向け、(仮称)長坂ジャンクションまでの整備計画区間格上げを促進する。
- 松本・佐久間の地域高規格道路の整備に向けた活動を推進する。
- 幹線道路は、ネットワークの強化や円滑な交通流動を図るための道路整備を推進する。
- 生活道路は、歩行者の安全確保や緊急時の対応のための機能維持や向上に努める。
- 景観や沿道周辺環境に配慮した土地利用を図る。
- 農林道は、農林業の生産性向上と効率化のため、自然環境に配慮した計画的な整備を進める。

5 住宅地

- 佐久平駅周辺から中部横断自動車道本線までの間や佐久北インターチェンジ周辺は、民間開発の適切な土地利用に努めるとともに、空き家の活用を進め、定住人口の創出を図る。
- 住宅地は居住環境と災害に対する安全性の向上を図り、無秩序な拡散を抑制する。

6 工業用地

- 新たな受け皿として中部横断自動車道インターチェンジ周辺の開発や既存の工業団地の拡張などにより、工業用地の整備を図る。
- 積極的な企業誘致を推進することにより産業の振興を図る。
- 工場立地の適正な誘導により、住工混在の解消に向けた土地利用を進める。

7 その他の宅地(商業・業務用地等)

- 都市機能拠点ゾーンは各地域への人の流れを誘導するネットワークとしての機能の整備を図り、地域拠点ゾーンは地域の生活拠点となる機能を有するための土地利用に努める。
- 商店街の空き店舗や低・未利用地を有効利用することにより、まちの活性化を図るとともに、商業・業務用地の無秩序な拡散を抑制する。

8 低・未利用地等

- 用途地域内は、住居系・商業系・工業系の各区分に応じた土地利用を促進するとともに、用途地域外は、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との調和に努め、各地区の地域特性に応じた土地利用を促進する。

第8節 市土の市民的経営の推進

- 土地所有者、国、県、市に加え、新たな公共の担い手としての地域住民、企業、他地域の住民など多様な主体の参画と市との協働による「市土の市民的経営」を図り、農地や森林の保全活動への参加、緑地活動への寄付などの様々な取組の推進に努める。

佐久市土地利用構想概念図

